

付 議 第 9 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成 18 年高知県教育委員会規則第 16 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の1号を加える。

- （4）第1号及び前号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する特定理学療法士等（条例第10条第3項の表備考5に規定する特定理学療法士等をいう。以下同じ。）をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。

附則第3項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改め、附則に次の1項を加える。

- 8 条例別表2の（5）並びに第10条第1項第4号及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を有する者（条例別表2の（5）ただし書及び第10条第1項第4号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○高知県認定こども園条例施行規則 平成18年12月28日教育委員会規則第16号 (職員の資格の特例) 第10条 条例別表2の(3)の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者について、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者として、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を当該満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者としてすることができること。 (2) 略 (3) 第1号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者にあつては、保育士の資格を有する者でなければならないこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者を保育士の資格を有する者としてすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者としてすることができる。 <u>(4) 第1号及び前号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する特定理学療法士等（条例第10条第3項の表備考5に規定する特定理学療法士等をいう。以下同じ。）をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する</u>	○高知県認定こども園条例施行規則 平成18年12月28日教育委員会規則第16号 (職員の資格の特例) 第10条 条例別表2の(3)の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者について、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者として、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を当該満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者としてすることができること。 (2) 略 (3) 第1号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者にあつては、保育士の資格を有する者でなければならないこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者を保育士の資格を有する者としてすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者としてすることができる。

改正後	改正前
<u>場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。</u> 2 略 附 則 1・2 略 3 条例別表2の(1)及び第10条第1項第3号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において<u>主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭</u>として従事している者を除く。以下同じ。）をもって代えることができる。 4・5 略 6 条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳に満たない子どもの数が4人に満たない連携型外認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 7 略 8 <u>条例別表2の(5)並びに第10条第1項第4号及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を有する者（条例別表2の(5)ただし書及び第10条第1項第4号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	2 略 附 則 1・2 略 3 条例別表2の(1)及び第10条第1項第3号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において<u>主幹養護教諭又は養護教諭</u>として従事している者を除く。以下同じ。）をもって代えることができる。 4・5 略 6 条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳に満たない子どもの数が4人に満たない連携型外認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 7 略

連携型外認定こども園の職員の資格基準

